

事業報告書

1 借受・転貸状況

(1) 28年度の借受・転貸面積

	3月末までに 権利発生したもの (※2)	左記以外で3月末までに 公告したもの (※3)
借受面積	934	2
転貸面積(※1)	978	1
うち新規集積面積(※1)	233	—

※1:「転貸面積」、「うち新規集積面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。
「うち新規集積面積」には、特定農作業受託により既に担い手が農作業を行っていた農地は含まれない。

※2:過年度に農用地利用集積計画を公告したもので、当年度に権利発生したもの及び
過年度に農用地利用配分計画を認可公告したもので、当年度に権利発生したものを含む。

※3:当年度の3月末までに公告し、翌年度に権利発生するものを記載すること。
なお、公告は、「借受面積」については、農用地利用集積計画を公告したもの、
「転貸面積」については、農用地利用配分計画を認可公告した ものとする。

(2) 累計(29年3月末時点)

	累計 (ストック)
借受面積(①)	2,597
うち転貸面積(②)	2,530
うち新規集積面積	927
うち機構が管理している面積	63
うち作業委託で管理している面積	14
うち条件整備中の面積	24
転貸率②/①	97.4%

※3月末までに権利発生したものを記載すること。

2 転貸先の状況(28年度事業分)

転貸先	経営体数	転貸面積
(1)地域内の農業者	155	940
①認定農業者	136	931
うち個人	43	52
うち法人	93	878
うち企業	19	187
②認定新規就農者	6	1
③基本構想水準到達者	3	2
④今後育成すべき農業者	9	6
⑤認定農業者等以外の農外から参入した企業	1	0
⑥その他	0	0
(2)地域外からの参入者	5	37
うち法人	5	37
うち企業	5	37
新規参入	8	23
①個人	4	3
②法人	4	20
うち企業	3	8
(1)+(2)の合計(※2)	160	978

転貸を受けた者の農地の状況	転貸前	転貸後
平均経営面積	18.9	25.0
平均団地(連続して作業ができるほ場)数	14	20
1団地の平均面積	1.3	1.2

※1:担い手の範囲には集落営農経営も含めるが、転貸先とはならないため、本表では不掲載。

※2:経営体数の欄は、複数地域で農地の転貸を受け、各地域で計上され重複している経営体であっても、1つの経営体としてカウントすること。

3 担い手への集積の状況

	機構設立前	最新時点
耕地面積(※)(①)	56,900	55,600
担い手の利用面積(②)	10,586	12,280
担い手への集積率 ②/①	18.6%	22.1%

※農林水産統計の各都道府県の「耕地面積」を用いること。

4 市町村別(又は地域別)の借受・転貸状況及び担い手への集積の状況 別表のとおり

5 経費等の状況(28年度事業分)

賃料支払	87,454,491
賃料収入	87,454,491
差引賃料支払	0
管理・保全費支払	162,000
条件整備費支払 (土地改良区への支払)	436,349
運営費支払	97,771,425
業務委託支払	14,627,982
合計	98,369,774
単年度借入面積1ha当たりの単価	105,321
累計借入面積1ha当たりの単価	96,866

条件整備費借入	0
新規借入	
返済	
借入残額	

6 優良事例

(1)効率的・効果的に進んでいる市町村・地域の例とその要因

別紙1のとおり

(2)機構自身の創意工夫

別紙2のとおり

(別表)

市町村 (又は細分化)	機構 借受面積 (ストック) ①	機構 転貸面積 (ストック) ②	②/①	耕地 面積 ③	担い手 利用面積 ④	④/③
広島市	60.1	60.1	100%	2,750	184.6	7%
呉市	0.2	0.2	100%	2,470	52.0	2%
竹原市	0.3	0.3	100%	628	53.4	9%
三原市	158.9	157.7	99%	4,480	1,088.6	24%
尾道市	13.3	8.1	61%	3,220	355.6	11%
福山市	22.4	22.4	100%	3,880	222.4	6%
府中市	52.2	52.2	100%	967	154.2	16%
三次市	148.4	148.4	100%	5,900	1,876.1	32%
庄原市	203.2	200.2	98%	7,230	1,669.5	23%
大竹市	0.0	0.0	-	140	0.3	-
東広島市	771.3	771.3	100%	7,340	1,512.3	21%
廿日市市	23.4	23.4	100%	848	96.1	11%
安芸高田市	423.1	374.0	88%	4,360	1,228.9	28%
江田島市	0.8	0.2	21%	633	37.6	6%
熊野町	3.0	3.0	100%	249	3.6	1%
安芸太田町	0.6	0.6	100%	585	100.8	17%
北広島町	183.9	176.2	96%	3,740	1,562.2	42%
大崎上島町	0.4	0.4	100%	648	66.0	10%
世羅町	465.1	465.1	100%	3,340	1,553.5	47%
神石高原町	65.7	65.7	100%	2,160	462.9	21%
	2,596.7	2,529.7	97%	55,568	12,280.5	22%

優良事例

広島県安芸高田市原山地区

- ・人・農地の状況の把握からのアプローチ
- ・公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
- ・基盤整備からのアプローチ

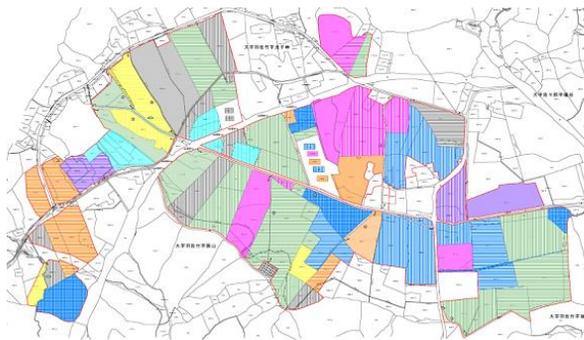
1 原山地区の概要

- 標高300mに位置し、夏期が比較的冷涼な地域で、酪農経営が主体なことから自給飼料の生産が行われていたが、輸入飼料への転換や担い手の高齢化により、農地の遊休化が懸念されていた。



2 機構の活用状況(農地利用図)

《活用前》



《活用後》



凡 例	
営農(者)別	面積
イオンアグリ	127,350
地元担い手	128,770
水田	30,650
自作畑	55,360
小計	342,130

3 機構事業活用のポイント

- 広島県が推進する契約取引を基本とした販売戦略による産地形成に向けた大規模農業団地構想の取組の中で、遊休化した農地がまとまって利用できることから当地区を候補地として選定し、農地中間管理事業と農地整備事業を活用。
- 県、安芸高田市、市農業委員会、土地改良区、JA広島北部、機構による「大規模農業団地推進会議」を組織し、人・農地プランによる話し合い、担い手の営農計画支援やほ場基盤整備事業の取組を連携して進めている。
- 地元の担い手や農地所有者による人・農地プランの話し合いによって、企業経営体の受入体制を構築し、県、市、機構が連携して基盤整備などを行い企業経営体の参入を促すことにより、農地の集積・集約化を図った。

《 数字で見る変化 》

	事業活用前 (平成27年)	事業活用後 (平成28年)
地区内農地面積	14.8ha	14.8ha
地区内担い手数	0	1
担い手への集積面積(集積率)	0ha (0%)	12.8ha (86%)
機構から転賃を受けた面積(うち新規)	0ha (0ha)	12.8ha (12.8ha)
担い手の平均経営面積	0ha	12.8ha
担い手が利用する団地数	0箇所	2箇所
担い手が利用する団地の平均面積	0ha	6.4ha

注：地区内農地面積・担い手への集積面積等は第1工区のみ

1 大多田地区の概要

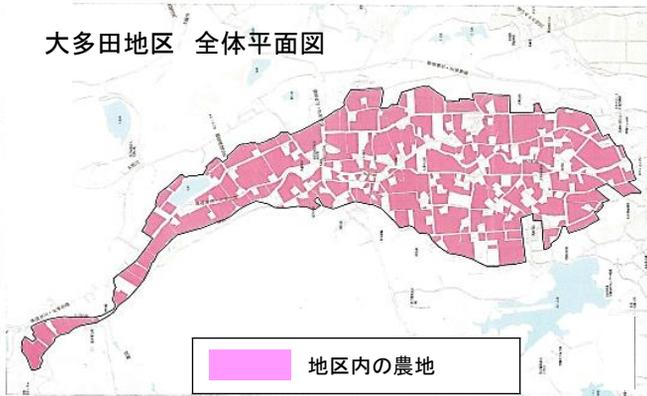
- 水稻を中心とする地帯で、地区内の担い手が少なく、小規模農家による利用権設定が行われていたが、高齢化等により耕作できない農家が増え、農地の遊休化が懸念されていた。



2 機構の活用状況(農地利用図)

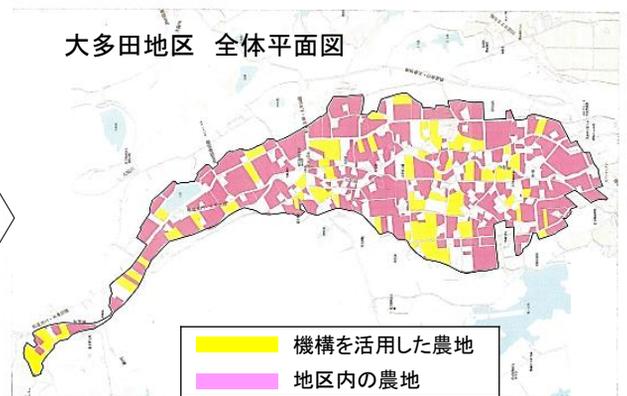
《活用前》

大多田地区 全体平面図



《活用後》

大多田地区 全体平面図



3 機構事業活用のポイント

- 次世代の担い手候補等とともに地域農業の活性化を目的とする組織づくりを行いたいという地域の意向を受け、市、県、機構コーディネータが連携体制を構築し、平成27年6月頃から話し合いを始めた。
- 平成28年1月にアンケート等を行って地域の意見を集約した結果、防除等を行っていた営農組織を中心に集落法人を立ち上げることとした。
- 農地の受け手となる法人の設立に向けて、地域役員の戸別訪問による制度説明や、市、県などの関係機関や機構コーディネータの支援による検討会を重ね、機構の活用検討や法人参加者の募集などを行った。平成28年4月に準備委員会を設立、9月には「農事組合法人おおただ」を設立し、機構等を活用して12.8haの農地を集積した。

《数字で見る変化》

	事業活用前 (平成27年)		事業活用後 (平成28年)
地区内農地面積	52ha	→	52ha
地区内担い手数	2	→	2
担い手への集積面積(集積率)	5.1ha (10%)	→	14.6ha (28%)
機構から転賃を受けた面積(うち新規)	0ha (0ha)	→	12.8ha (9.5ha)
担い手の平均経営面積	2.6ha	→	7.3ha
担い手が利用する団地数	10箇所	→	37箇所
担い手が利用する団地の平均面積	0.5ha	→	0.4ha

広島県大崎上島町外表地区

- ・人・農地の状況の把握からのアプローチ
- ・公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応

1 外表地区の概要

- 離島に位置し、トマトやレモンを中心に栽培。緩傾斜や平坦なまとまった農地は少なく、また、高齢化や担い手不足により、遊休農地の増加、産地の維持が懸念される状況。



2 機構の活用状況(農地利用図)

《活用前》



《活用後》



3 機構事業活用のポイント

- 町では従来より、レモン振興のため、基盤整備によるレモン団地構想、担い手への農地集積を推進。機構は町の構想を後押しするため、この地区に地域駐在コーディネーターを2名配置し、町職員やJA職員(JAは機構の業務委託先)、農業委員ともに、出し手の掘り起こし活動を推進。
- こうした取組が進む中、呉市にあるJA広島果実連の担い手の育成施設で、研修中のUターン就農希望者について、その就農後の意向を聴取しつつ、町、JA、県が連携して、営農計画の作成や農地確保を支援。
- JA職員は、その就農希望者の意向(成園を希望等)を念頭に出し手の掘り起こしに取り組み、44aのまとまりある成園を就農前に確保。平成28年12月に機構から研修を終えた新規就農者に転貸。

《数字で見る変化》

	事業活用前(平成27年)	事業活用後(平成27年)
地区内農地面積	59.1ha	59.1ha
地区内担い手数	1	2
担い手への集積面積(集積率)	1.0ha(1.6%)	1.4ha(2.4%)
機構から転貸を受けた面積(うち新規)	0ha(0ha)	0.4ha(0.4ha)
担い手の平均経営面積	1.0ha	0.7ha
担い手が利用する団地数	2箇所	3箇所
担い手が利用する団地の平均面積	0.5ha	0.5ha

フリーマッチング会議の試行

1 目的

人・農地プラン未作成の地域から貸付申込のあった農地や、農地の利用意向調査により機構への貸付意向が示された農地について、人・農地プランが作成されるまでの間、担い手の経営発展に向けた農地の活用を図ることを目的として以下に記載する3市町において貸付先が確定していない農地のマッチング会議を試行した。

2 マッチング会議の試行状況

市町	実施状況	結果
三次市	日時：平成28年3月9日 出席：借受希望者3者（区域内20者） 農地：1件 6筆 10,988㎡ ほ場整備済み，耕作中	マッチング成立 6筆 10,988㎡ 2者から希望があり，近傍の借受希望者へ転貸
安芸高田市	日時：平成28年3月29日 出席：借受希望者1者，出席予定1者欠席 （区域内63者） 欠席者は，過日財団へ来所し資料提供 農地：35件 94筆 89,848㎡ 全て35条関係 半分が未整備ほ場	マッチング成立 2筆 1,112㎡ 2筆（1貸付希望者分全て）を区域外の担い手へ転貸 ※借受希望の農地があったが，既に他の担い手が耕作していたという農地もあり。
江田島市	日時：平成28年10月12日（水） 出席：借受希望者6者（区域内9者） 農地：12件 23筆 18,959㎡ 未整備地がほとんど	マッチング2件，年度内転貸見込み ※キュウリ生産を希望する借受者 ※サツマイモ生産の参入企業の借受者

3 課題と対応策

課題	対応策
・借受判断に必要な水利等の農地情報をどのように収集し提供するか。	・農業委員等（将来的には農地最適化推進委員か）から情報収集しておく必要がある。（マッチング会議への参加要請）
・案件が多く，借受希望対象者多数の場合への対応で事務量が増える。	・地図情報を提供し，自ら現地確認をしてもらったが， <u>地図等の事前準備</u> が必要である。
・借受希望が1者でも，本当に貸し付けて良いのかの判断が難しい。（分散錯圃となるリスク）	・人・農地Pの作成を促し，場合により，配分計画の借受者の移転による再配分もあることを説明する。関係機関との会議を実施し適性を見極める。
・募集区域毎の開催では，今後県内全体で実施すると開催回数（最大47区域）が多くなる。	・各区域，年一回の開催とする。
・借受実績のない借受希望者には，制度の仕組み，人・農地Pの説明がいる。	・説明資料を事前に配布する。場合により事後の個別対応（人・農地Pの推進等）を行う。
・開催時期によって，今年度の作付けは間に合わないケースとなる。	・ <u>6～7月に開催し</u> ，次年度の耕作開始時期に間に合う開催となるよう考慮する。
・集積計画作成にかかる地代等の調整が必要（ハウス建設）。	・コーディネータによる調整，又は，市町，JA，農業委員会への <u>委託事務</u> により調整する。
・地代以外で，水利，鳥獣害対策等の負担についての調整が必要である。	・地代以外は， <u>貸付者と借受者とが直接に調整</u> してもらい，コーディネータが調整・相談に応じる。

4 今後の予定

借受リスト作成等の事務処理がすすんでいる貸付希望の農地が，一定程度ある市町の募集区域（東広島市，尾道市等）で，マッチング会議を実施する。

平成28年度広島県農地中間管理事業の評価意見書

	区 分	評 価
I 事業の実績	<p>1. 目標達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画1, 400haに対し、実績は978ha うち新規集積面積は233ha ・ 国が示した年間集積目標に対する機構の寄与度: 14%(全国14位) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構は、転貸面積1, 400haの事業計画を定め事業実施したところ、978haの事業実績となっており、評価委員会では、農地の流動化が進まない中、十分評価できる実績が上がったと判断した。 ・ 新規集積面積は233haで、国が示した年間集積目標に対する機構の寄与度の全国順位は14位となっており、前年度の順位からは下がったもののその順位を高く評価した。
	<p>2. 推進体制及び推進方法</p> <p>(1) 基本スタンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機構の役割の発揮はどうか。 ② 10年後の担い手の農地利用目標の達成はどうか。 ③ 機構運営へ民間の経営ノウハウの活用はどうか。 <p>(2) 推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県・市町等と連携はどうか。 ② コーディネート体制はどうか。 ③ コーディネートに当たる職員等のコントロールはどうか。 ④ 農業者への周知徹底はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構は、昨年度と同様に市町・農業委員会・JA等を対象に担い手への農地集積に係る農地中間管理事業の活用について、積極的かつ主体的に活動していると評価した。 ・ 機構は、農業委員会の改選に併せ、県と一体となって、市町ごとの「農地等の利用の最適化に関する指針(担い手農地集積推進計画)」の策定を進め、事業を推進することとしている。評価委員会では、関係機関との連携強化を期待している。 ・ また、機構は、地域での話し合いが重要であることから、人・農地プランの更なる推進のため、市町担当者と連携を密にした活動を期待している。 ・ 民間の経営ノウハウの積極的な活用を認めた。 ・ 県と機構は、連携を図るための調整会議を行うとともに、市町、農業委員会、JAへの推進会議を共同開催しており、良好な協力連携体制がとられていると判断した。また、市町との連携については、農振地域のある20市町及び2JAと業務委託しており、各市町担当者との定期的な打合せを行うなど、協力体制が構築されていると判断した。 ・ 機構は、地域の実情に詳しいコーディネータを27年度の17名(13市町)から21名(14市町)に増員するとともに、現場における効果的な活動等の情報を共有する戦略会議を定期的開催し、体制強化に努めている。さらにコーディネータとの情報共有を綿密にし事業推進を図るよう要望する。 ・ 機構は、コーディネータの業務について、業務計画及び業務日誌により把握している。関係機関との連携を更に深めるとともに、今後、新たに設置される農地利用最適化推進委員との役割分担等を行い、事業推進を図るよう要望する。 ・ 機構は、これまで借受者である担い手への広報活動を充実させてきているが、今後は、農地所有者への周知活動を効果的に拡げいくための事例集等の作成を要望する。

I 事業の実績	<p>(3) 推進方法</p> <p>① 人・農地の状況把握とそれを踏まえた農地流動化が図られているか。</p> <p>② 人・農地プランの定期的見直しが行われているか。</p> <p>③ 公募に応じた者などの受け手ニーズへの対応はどうか。</p> <p>④ 新規就農者や企業への対応はどうか。</p> <p>⑤ 担い手相互間等の利用権交換ニーズへの対応はどうか。</p> <p>⑥ 基盤整備との関係はどうか。</p>	<p>・市町においては、人・農地プランの定期的な見直しが行われ、機構を活用する方針が明らかとなっているプランが増加していることを確認した。</p> <p>・借受希望者504経営体のうち279経営体に農地が貸付けられているが、機構では、その借受者を対象とした意見交換会を開催し、受け手のニーズ把握に努めるなどの対応を行っていると判断した。</p> <p>・機構は、新規就農者や農業参入企業に対して、意向に沿った対応を行っている。特に、前年度と比べ、借受希望に応じることができた者の割合が3割から5割に増加していることから、積極的に対応してきた成果である。</p> <p>・機構は、農地の集約化に向け、担い手と話し合いを行い、利用権交換のニーズ等に対する要望に応えていることを確認した。更に推進して行くことを期待している。</p> <p>・機構は、重点実施区域の取り組みとして、基盤整備事業に積極的に関与し、農地中間管理事業の活用を促していることを確認した。しかし、新たな土地改良法の改正による施策実施に当たっては、整理すべき課題があることを確認した。</p>
II 今後の方策	<p>平成29年度の改善計画はどうか。</p> <p>① 基本スタンスはどうか。</p> <p>② 推進体制はどうか。</p> <p>③ 推進方法はどうか。</p>	<p>・農地を維持管理する組織の設立と、まとまった農地を活かす意欲のある経営体に農地集積をする「集落営農の2階建てによる農地集積の仕組みづくり」について、関係機関と連携して取り組むことを期待する。</p> <p>・農業団体(県集落法人連絡協議会、県農業法人協会、県稲作経営者会議)との協定締結や果樹産地協議会への参画により機構を活用した担い手の掘り起しに期待する。</p> <p>・農業委員会改選に伴い配置される農地利用最適化推進委員と機構コーディネータとの連携により、効果的なマッチング活動による担い手への農地集積に期待する。</p> <p>・広域担当の機構コーディネータを設置し、農業参入企業や大規模な担い手へのスムーズな対応を期待する。</p>
意見	<p>・「機構は軌道に乗っているか」について、機構の自己評価がBとなっているが、評価委員会としては成長過程にあることを踏まえ、A評価と判定する。</p> <p>・担い手が農地を集積しても先行き不透明な部分もある中で、収益性の観点で言えば県内外からの農業参入企業等を確保する必要があるが、一方では、地域としてどのような農地を守るのかという観点で、例えば里山プロジェクトの取り組みなど、ライフスタイルとして、若い人が魅力を感じる農業の提案等について関係機関で検討することも必要と考える。</p> <p>・出し手へのPRについても、地域に応じた方法を検討し、優良事例等をまとめ、効果的な事業推進に期待している。</p>	